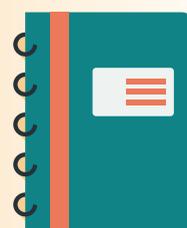




# 投資家のための 税金読本

2024年度版



## 新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2024年度版 投資家のための税金読本』  
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから  
お求めいただけます。

『2024年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600円（税別）

著者：大和総研

発行：2024年7月20日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

# 贈与税と二つの課税方法

贈与とは、民法上、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいいます。したがって贈与税は、原則として財産をタダでもらったときにかかる税金といえます。どのような財産の贈与であっても、税法の定める非課税財産の贈与以外はすべて贈与税の対象となります<sup>(注1)</sup>。また、民法上は贈与に該当しない場合であっても、経済的な利益を受けていると認められる場合は、税法上、贈与とみなされて課税されます。

無償で財産を取得する場合としては、贈与のほかに相続があります。相続の際には相続税がかかります。もし贈与税の方が相続税より税負担が軽ければ、生前贈与によって相続税が回避されてしまいます。それを防止するために贈与税は相続税よりも超過累進の度合いが高くなっています。

贈与税には、暦年課税と相続時精算課税の2種類の課税方法があり、どちらか

一方が適用される選択制となっています。暦年課税を選択した場合は、財産を受けた人が1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額から贈与税額を計算します。一方、相続時精算課税を選択した場合は、贈与者ごとに1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた上で、特別控除額の2,500万円を差し引いた残りの額から贈与税額を計算します<sup>(注2)</sup>。相続時精算課税制度が適用される財産の贈与には、大幅な特別控除額が認められ、贈与額が特別控除額を超えても税率は一律20%となります。

相続時精算課税制度を利用すると、その贈与者の相続発生時までそれが適用され、以後はその贈与者との間で暦年課税を利用することができなくなります。そこでこの章では、最初に原則的な贈与税の仕組みである暦年課税について説明し、続いて、暦年課税と比較しながら相続時精算課税制度について説明します。

## 納税義務者

贈与税は、贈与によって財産を取得した個人に課されます。贈与税の対象となるのは**個人間の贈与**です。個人・法人間の財産の無償供与は、法人から個人に

対する贈与であれば一時所得や給与所得として所得税や個人住民税が個人に課され、個人から法人に対する贈与であれば法人税や法人住民税が法人に課されます。

(注1) ただし、**死因贈与**（贈与を行う人が死亡してはじめて効力が生ずる贈与）は、贈与税ではなく**相続税の対象**となります。

(注2) 相続時精算課税制度における1年ごとの基礎控除は2024年1月1日以後の贈与分につき適用されます。

ただし、代表者や管理者が定められている人格のない社団または財団（例えばPTA・同窓会・互助団体・研究会など）が個人から贈与を受けた場合、当該人格のない社団または財団は個人とみなされて贈与税が課されます。

もっとも、贈与を受けた財産について法人税が課される場合は、その税額は贈

与税から控除されます。また人格のない社団や財団などに贈与税が課される場合は、贈与者1人ごとに基礎控除（[□246ページ参照](#)）が認められます。したがって、同窓会などに対する贈与については、各贈与者の贈与額が基礎控除の額以下であれば、総額がいくら多くなったとしても贈与税は課されません。

## 持分の定めのない法人を利用した租税回避の防止



一般社団法人や一般財団法人といった持分の定めのない法人は、以前は贈与税・相続税が課されず、この扱いを利用した贈与税・相続税の租税回避が行われていました。そのため、そのような租税回避を防止する措置が講じられています。具体的には、持分の定めのない法人に贈与・遺贈を行うことによって、親族等の贈与税・相続税の負担が「不当に減少する場合」、持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税・相続税が課されます。ただし、次の条件のすべてを満たす場合は、「不当に減少する場合」とはされません。

- ①運営組織が適正であり、定款等に親族等がそれぞれの役員等に占める割合をいずれも3分の1以下とする旨の定めがある
- ②贈与者等に対して財産の運用および事業の運営に関する特別の利益を与えない
- ③定款等において、解散した場合の残余財産が国等に帰属する旨の定めがある
- ④当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部または一部を隠ぺいし、または仮装して記録または記載をしている事実その他公益に反する事実がない

また、持分の定めのない法人のうち、一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人・非営利型法人等を除く）については、さらに以下の条件のすべてを満たすことが求められます。

- ①贈与・遺贈時の定款等に、親族等がそれぞれの役員等に占める割合がいずれも3分の1以下とする旨の定めがある
- ②贈与・遺贈時の定款等に、解散した場合の残余財産が国等に帰属する旨の定めがある
- ③贈与・遺贈前3年以内に、贈与者等に対して財産の運用および事業の運営に関する特別の利益を与えたことがなく、かつ贈与・遺贈時の定款等に特別の利益を与える旨の定めがない
- ④贈与・遺贈前3年以内に、国税または地方税について重加算税等を課されたことがない

Q

## 国外財産等を贈与された場合

国外の財産を贈与された場合にも贈与税はかかりますか？

A

日本国内に住所を有する者が贈与により財産を取得した場合、それが日本国内の財産か、国外の財産かを問わず、原則として贈与税の対象となります。また、日本国内に住所を有する者が贈与する場合についても、日本国内の財産か、国外の財産かを問わず、原則として贈与税の対象となります。国内に居住する在留資格を有する者（居住期間の要件なし）から、国内に短期的に居住する在留資格を有する者や、国外に居住する外国人等が、贈与により取得する国外財産については、贈与税の課税対象から除外されます。

その他、課税関係は下の表の通りです。

贈与者	受贈者	国内に居住		国外に居住		
		原則	一時居住者 ※1	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内 に国内に住 所あり	10年超 国内に住 所なし	
国内に 居住	原則	○	○	○	○	○
	在住外国人※2	○	×	○	×	×
国外に 居住	10年以内に国内に住所あり	○	○	○	○	○
	うち、日本国籍なし	○	×	○	×	×
	10年超国内に住所なし	○	×	○	×	×

○…国内財産・国外財産ともに課税、×…国内財産のみ課税

※1 贈与の時に在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一参照。※2において同じ）を有し、過去15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である者。

※2 贈与の時に在留資格を有する者。

## 贈与税の課税財産

### 贈与税の課される財産

贈与を受けた財産の全部が原則として課税対象になります。さらに、形式上は贈与でなくとも実態が贈与であるものは税法上も贈与とみなされて贈与税が課されます。具体的には次のような場合が贈与とみなされます。

- ①著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合
- ②保険料の全部または一部を負担せずに生命保険金等を受け取った場合<sup>(注)</sup>
- ③信託が行われ、適正な対価を負担せずに受益者等となる場合
- ④債務の免除や債務の引受けなどがあった場合
- ⑤掛金等の全部または一部を負担しないで定期金を受け取った場合
- ⑥そのほか実質的に利益を享受した場合

※ ①～⑥とも、相続または遺贈によって取得したものとみなされた場合を除きます。

Q

## 著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合

なぜ、「著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合」にも贈与税がかかるのですか？

A

これはいわゆる「**低額譲受**」のあった場合です。この場合に贈与税がかかるのは、親族間の譲渡では比較的自由に価格を決めることができ、実態は贈与でありながら、低額譲渡という形をとり、形式的には売買があったようにすることで贈与税を免れるのを防ぐためです。この場合、**譲り受けた資産の時価と実際の譲受価額との差額に対して贈与税が課されます。**

この場合の時価は、土地等と家屋等については取得時における通常の取引価額、上場株式などについては原則として課税時期の最終価格や取引価格によって評価するものとされています。例えば、時価1,400万円の宅地を600万円で格安に譲り受けた場合には、差額の800万円に対して贈与税がかかるわけです。

一方、個人に対して低額譲渡をした側の個人については、譲渡所得等（所得（損失）は、実際の収入金額と取得費等との差額です）に対して所得税および住民税が課されますが、実際の収入金額が譲渡時点の時価の1/2未満で、かつ、譲渡損が発生する場合は、その損失はなかったものとみなされます。

なお、資産を低額で法人から譲り受けた場合には、譲り受けた資産の時価と譲受価額との差額は、贈与税ではなく一時所得として所得税・住民税が課されます。一方、時価に比して低い価額で資産を譲渡した法人については、時価と実際の収入金額との差額が、通常は寄附金や役員給与、退職金などとして取り扱われます。

(注) 死亡保険金については、契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の組合わせにより、課される税金が異なります。

Q

**募集株式引受権の贈与があったとみなされる場合**

「そのほか実質的に利益を享受した場合」とは、具体的にどのような場合があるのですか？

A

代表的な例としては、同族会社の新株発行などにおける募集株式引受権の付与に関する次のようなケースがあげられます。

募集株式引受権が、募集株式引受人（会社法第206条）のうち、当該同族会社の株主の親族などに与えられ、当該募集株式引受権に基づいて新株を取得したとき

…原則として、当該株主の親族などが、当該募集株式引受権を当該株主から贈与によって取得したこととされます。

（具体例）同族会社で、増資比率が1：1で800万円の資本金の増資を行い、以下のような内容で新株が引き受けられたとします。

株主	増資前の 所有株式数	本来引き受け られる新株数	実際に引き受け た新株数	増減	
				増	減
甲	50,000	50,000	30,000	-	20,000
乙（甲の親族）	30,000	30,000	50,000	20,000	-

この場合、甲から乙に20,000株の募集株式引受権の贈与があったとみなされ、1株あたりの募集株式引受権の価額が100円であったとすると、甲から乙に200万円の贈与があったとみなされることになります。

**贈与税の課されない財産**

社会通念上課税になじまなかったり、他の税金が課されたりするなどの理由から、次のような財産の贈与には贈与税が課されません。

**（1）法人からの贈与**

贈与税は課されませんが、一時所得等として所得税および住民税が課されます。

贈与税と所得税とでは計算方法が異なりますので一概には言えませんが、一時所得は所得金額が1/2に軽減されますので、通常のケースでは贈与税よりも一時

所得の方が税負担が軽くなる場合が多いでしょう。

**（2）扶養義務者間における生活費・教育費のための贈与**

配偶者や子どもの生活費、あるいは大学生である子どもに教育費などを与えても贈与税の対象にはなりません。

ただし、扶養者の資力や被扶養者の需要などから考えて社会通念上適当と認められる範囲のものに限られます。

**（3）社交上必要と認められる贈与**

中元・歳暮などの贈答、祝金、見舞金、香典などは、贈与者と受贈者との関係などから考えて社会通念上相当と認められるものは非課税とされています。

**（4）宗教・慈善・学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が贈与により取得した財産**

これに該当する財産でも、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実な財産でなければならず、また、その財産を取得した日から2年以内に公益を目的とする事業の用に供していなければなりません。

**（5）一定の特定公益信託から交付される金品**

学術研究の奨励や学資の支給などを行う一定の特定公益信託から交付される一定の金品に限られます。

**（6）公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者が受けた金品等**

公職選挙法の適用を受ける選挙で、公職の候補者が選挙運動に関して贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、公職選挙法の規定により報告がなされているものに限られます。

**（7）心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権**

ここでいう共済制度とは、地方公共団体の条例により精神や身体に障害のある者を扶養する者を加入者として、その加入者が地方公共団体に掛金を納め、その

地方公共団体が心身障害者の扶養のために定期的に給付金を支給することなど、一定の要件を備えているものです。

**（8）特定障害者扶養信託契約に基づく受益権**

特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて特定障害者が受ける信託財産のうち、3,000万円まで（特別障害者については、6,000万円まで）の額が非課税となります。

**（9）相続の開始前一定期間内に被相続人から贈与された財産**

このような財産については、贈与時に贈与税がかかることがありますが、相続税の課税対象となり、かかった贈与税額は相続時に税額控除の対象となります（[215ページ参照](#)）。ただし、被相続人の配偶者が贈与税の配偶者控除の適用要件を満たし、控除対象となる居住用不動産などの贈与を受けている場合、その控除金額（2,000万円が上限となります）相当分については、所要の手続きにより、相続税の課税対象からも除外されます。

（[215ページ参照](#)）。ただし、被相続人の配偶者が贈与税の配偶者控除の適用要件を満たし、控除対象となる居住用不動産などの贈与を受けている場合、その控除金額（2,000万円が上限となります）相当分については、所要の手続きにより、相続税の課税対象からも除外されます。

**（10）直系尊属からの各種贈与税非課税制度による贈与**

直系尊属からの住宅取得等資金の非課税制度（[254ページ](#)）、直系尊属からの教育資金の一括贈与非課税制度（[255ページ](#)）、直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度（[257ページ](#)）による贈与は、いずれも贈与税非課税となります。

## 暦年課税

暦年課税は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から**基礎控除額**110万円を差し引いた金額に税率をかけて計算します。<sup>(注)</sup>

$$\text{贈与税額} = \left\{ \left( \text{贈与により取得した財産の価額の合計額 (課税価格)} \right) - (\text{基礎控除額110万円}) \right\} \times \text{税率}$$

贈与税の計算は次の速算表を用いると便利です。

「直系尊属から18歳以上の者への贈与の場合」(**特例贈与財産**)とそれ以外の**一般贈与財産**により税率が異なります。すなわち、父母・祖父母から子・孫への贈

与などの場合、特例贈与財産となります。300万円超4,500万円以下の部分について、特例贈与財産は一般贈与財産より1段階税率が軽減されています。なお、18歳以上であるかどうかは、贈与を受けた年の1月1日時点の年齢で判定します。

### ▶ 贈与税額の速算表

一般贈与財産(右記以外の場合)			特例贈与財産(直系尊属から18歳以上の者への贈与の場合)		
基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	速算控除額(C)	基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	速算控除額(C)
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 400万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

※1 速算表の使い方 (A)×(B)−(C)=税額

※2 配偶者控除(□次ページ参照)の適用がある場合は、(A)はその控除後の金額となります。

その年に受けた贈与財産に、特例贈与財産と一般贈与財産の両方がある場合は、次の算式により贈与税額を算出します。

### ▶ 特例贈与財産と一般贈与財産の両方がある場合の贈与税額

$$\text{贈与税額} = \frac{A \times \text{一般贈与財産の額} + B \times \text{特例贈与財産の額}}{\text{一般贈与財産の額} + \text{特例贈与財産の額}}$$

A…一般贈与財産と特例贈与財産の合計額(基礎控除後)に「一般贈与財産」の税率を適用した場合の贈与税額

B…一般贈与財産と特例贈与財産の合計額(基礎控除後)に「特例贈与財産」の税率を適用した場合の贈与税額

(注) 相続時精算課税の年間110万円の基礎控除とは別に、暦年課税でも年間110万円の基礎控除を受けることができます(□248ページ参照)。

1年間に贈与を受けた財産の価額が基礎控除額(110万円)以下のときは、贈与税はかかりません。例えば、Aさんが1年のうちに甲さんから70万円と乙さんから40万円の贈与を受けた場合、合計110万円ですからAさんに贈与税は課さ

れません。甲さんがAさんとBさんにそれぞれ110万円ずつ贈与した場合も、贈与を受けた側からみれば110万円の枠内に収まっていますから、1年間に他の人から贈与を受けていない限り、AさんとBさんに贈与税は課されません。

## Q 夫婦間の居住用不動産等の贈与と配偶者控除

私は妻に現金を贈与し、妻はその現金で自宅を新築し、妻名義で登記しました。この場合、一定の要件の下で配偶者控除が認められると聞いたのですが、具体的にはどのように扱われるのですか？

A 贈与税には、**居住用不動産、あるいは居住用不動産の取得資金**について**2,000万円の配偶者控除**が認められます。贈与税の基礎控除額は110万円なので、以下の要件を満たす夫婦間での居住用不動産等の贈与の場合は、合計で2,110万円まで贈与税は課されないことになります。

- ①結婚して20年以上の夫婦であること。
- ②贈与財産が居住用の土地もしくは借地権など土地の上に存する権利もしくは家屋であること。ただし、現金の贈与であってもその現金でこれらの居住用不動産を取得するときには、同様に認められます。
- ③以前に同じ配偶者から受けた贈与につき一度も配偶者控除が適用されていないこと。
- ④贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し(現金の贈与のときは同日までに居住用不動産を取得して居住の用に供し)、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること。
- ⑤必要書類(戸籍謄本または抄本、受贈者の戸籍の附票の写し、登記事項証明書等)を添付して申告書を税務署に提出すること。

上の要件を満たす場合、問のような事例においても、配偶者控除が認められます。

なお、相続税における配偶者の税額軽減(□225ページ参照)は、贈与税における配偶者控除の適用を受けていても関係なく適用されます。相続開始前一定期間内の贈与財産は相続財産に引き戻されるのが原則です(□215ページ参照)が、贈与税における配偶者控除を受けた部分、あるいは相続開始の年の贈与で配偶者控除を受けるはずであった部分については、贈与税の申告書を提出することにより相続税の課税価格に加算する必要はなくなります。

## 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、**生前贈与**を行いやすくするための制度です。これにより、将来において相続関係に入る親から子などへの贈与については、贈与税が大幅に軽減されます。具体的には、暦年課税が最高55%の累進税率で、基礎控除は110万円までであるのに対し、相続時精算課税制度では、**2,500万円**の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税での贈与を行うことができます。さらに相続時精算課税制度にも毎年110万円までの基礎控除があります。

基礎控除および特別控除後の非課税枠を超えた贈与についても税率は超過額の一律**20%**となります。

### ▶ 相続時精算課税制度を利用できる者の条件

贈与者	60歳以上 <sup>*1, 2</sup>
受贈者	18歳以上の贈与者の推定相続人および孫 (代襲相続人でない孫を含む)

※1 住宅取得等資金の特例の場合、2026年12月31日までの贈与については、贈与者の年齢に関係なく相続時精算課税制度が適用可能です（[□次ページ参照](#)）。

※2 年齢は、贈与を行った年の1月1日時点で判断します。

この条件を満たせば、受贈者である子それぞれが贈与者である親ごとに、相続時精算課税制度を利用するかどうかを選択することができます。また、対象となる財産の種類・金額・贈与回数に制限はありません。

相続時精算課税制度の適用を受けるためには、最初の贈与を受けた年の翌年2

月1日から3月15日までに税務署に届出書を提出しなければなりません。届出書が提出されると、この制度の適用を受けて贈与者の相続時まで継続して適用されます。

そして、相続時に、この贈与を受けた財産を**贈与時の相続税評価額**で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税をそこから控除するという方法で課税されます。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額があった場合は還付されます。

相続時精算課税制度を適用するためには、贈与者・受贈者がそれぞれ次の条件を満たしている必要があります。

月1日から3月15日までに税務署に届出書を提出しなければなりません。届出書が提出されると、この制度の適用を受けて贈与者の相続時まで継続して適用されます。

それでは、次に相続時精算課税制度の仕組みをくわしく見てみましょう。

## 相続時精算課税制度の仕組み

### (1) 贈与時の贈与税の計算

前ページで説明した条件を満たす財産の贈与について、贈与時に、贈与者ごと

に他の贈与財産と区分して以下の贈与税が課されます。

$$\text{贈与税額} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{その年の贈与財産の} \\ \text{合計金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} \right) - \text{特別控除額} \right\} \times 20\%$$

例えば、1年目に2,000万円贈与を受け、2年目に800万円贈与を受けた場合、1年目の2,000万円についてまず基礎控除110万円を差し引いてから特別控除の額が控除されるため、1年目には1,890万円の特別控除が適用されます。2年目の800万円については110万円の基礎控除後の690万円のうち、特別控除が認められるのは、前年からの残余分、すなわ

ち特別控除2,500万円から前年に適用された1,890万円を差し引いた610万円までとなります。基礎控除後の690万円のうち残りの80万円について税率20%の贈与税が課されます。

この基礎控除額は相続時精算課税において、受贈者1人あたり年間110万円です<sup>(注)</sup>。特別控除額は累計で2,500万円まで認められます。

### (2) 相続時の相続税の計算

前ページで説明したように、相続時精算課税制度では、相続時精算課税制度を選択した贈与財産を贈与時の相続税評価額で相続財産に加算した上で相続税額を計算します。そして、その額から、贈与

時に支払った贈与税の額を控除して最終的な相続税額を求めます。支払った贈与税額が相続税額を上回る場合は、差額が還付されます。

$$\text{相続税額} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{贈与財産の} \\ \text{合計金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{相続財産の} \\ \text{合計金額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{相続税の} \\ \text{基礎控除額} \end{array} \right\} \times \text{税率} - \text{納付済みの} \\ \text{贈与税額}$$

(注) 合算される贈与財産は贈与時の時価です。相続時に贈与財産の価値が大きく下がっていても、資産価値の変動は考慮されないため注意が必要です。  
また、代襲相続人でない孫に相続時精算課税制度で贈与を行った場合、相続時は相続税額の2割加算（[□222ページ参照](#)）の対象となる点にも注意が必要です。

(注) これとは別に、暦年課税における、受贈者1人あたり年間110万円の基礎控除を受けることができます。

## 住宅取得等資金の贈与の特例

2026年12月31日までに、住宅取得等資金の贈与を受け、贈与を受けた年の翌年3月15日までに自己の居住用住宅の取得、増改築等を行い、かつ同日までにその住宅を居住の用に供したときは、**贈与者の年齢にかかわらず**相続時精算課税制度を選択できます。

この特例を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税選択届出書、戸籍の謄本、登記事項証明書などの一定の書類を税務署に提出する必要があります(くわしくは [265ページ参照](#))。

### 相続時精算課税制度の計算例

相続人 配偶者と子一人  
 贈与財産 子に2,000万円ずつ3年に分けて合計6,000万円  
 相続財産 配偶者 2,000万円 子 2,000万円

#### ○贈与税の計算

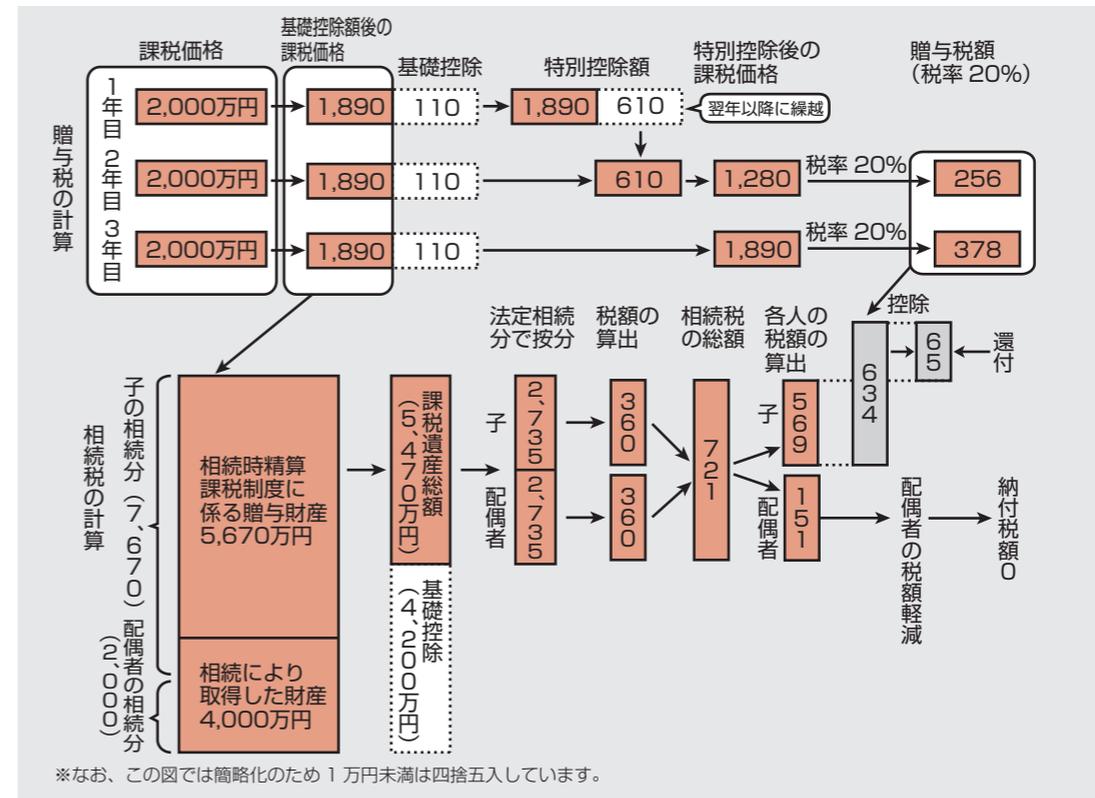
1年目 0円(残りの特別控除枠は610万円=2,500万円-(2,000万円-110万円(相続時精算課税の基礎控除)))  
 2年目  $\{(2,000万円-110万円)-610万円\} \times 20\% = 256万円$   
 3年目  $(2,000万円-110万円) \times 20\% = 378万円$

#### ○相続税の計算

課税価格 =  $\{(6,000万円 - 330万円(3年分の相続時精算課税の基礎控除)) + 2,000万円\} + 2,000万円 - 4,200万円(相続税の基礎控除) = 5,470万円$   
 配偶者  $5,470万円 \times 1/2 \times 15\% - 50万円 = 360万2,500円$   
 子  $5,470万円 \times 1/2 \times 15\% - 50万円 = 360万2,500円$   
 相続税の総額  $360万2,500円 + 360万2,500円 = 720万5,000円$   
 按分比率  
 配偶者 2,000万円で0.21 子 7,670万円(配偶者の相続分)で0.79  
 各相続人の相続税額  
 配偶者  $720万5,000円 \times 0.21 = 151万3,050円$   
 $151万3,050円 - 151万3,050円(配偶者の税額軽減) = 0円$   
 子  $720万5,000円 \times 0.79 = 569万1,950円$   
 $569万1,950円 - 贈与税額 = 569万1,950円 - (256万円 + 378万円) = \blacktriangle 64万8,050円(還付)$

○子の贈与税と相続税の合計額 =  $0円 + 256万円 + 378万円 - 64万8,050円 = 569万1,950円$

(注) 全ての贈与は2024年1月1日以後に行われたものとする。



Q

## 相続時精算課税制度の適用を受けた財産について遺留分侵害額請求を受けた場合

相続時精算課税制度を利用して、親から財産の生前贈与を受け、贈与税を支払いました。しかし、相続の際に、他の相続人から遺留分侵害額請求を受けました。この場合、相続税の支払はどのようになりますか？

A

質問の事例は、例えば、親である甲が生前、X社株式を相続人となる乙に贈与し、乙が相続時精算課税制度を選択したところ、他の相続人丙が遺留分侵害額請求を行い、X社株式の価額に相当する金銭が丙に返還された、というような場合です。

このような問題が生まれるのは、相続時精算課税制度は生前贈与をやりやすくする制度であるため、この制度を利用して生前贈与が行われたところ、それに不満を抱いた他の相続人が遺留分侵害額請求を行うということが考えられるためです。

このような場合、乙の相続税額の計算の際、X社株式は相続財産の課税価格に加算されないと考えてよいかという争点が生じます。

この事例のように遺留分侵害額請求を受け、返還すべき額が確定した場合、まず、既に申告した贈与税について更正の請求を行えば、当該財産の価額から、下の算式で求めた額を控除した金額で減額更正されます。

$$\text{控除額} = \frac{\text{遺留分侵害額請求により返還すべき額}}{\text{相続時精算課税適用財産の贈与時の価額}} \times \frac{\text{相続時精算課税適用財産の返還時の時価}}{\text{相続時精算課税適用財産の返還時の時価}}$$

その上で、相続時精算課税制度を適用する場合には、相続税の課税価格として、減額更正後の額が算入されます。

例えば、遺留分侵害額請求により乙が弁償すべき額が1,000万円、当該返還時のX社株式の時価が1億円、贈与時の価額が8,000万円だとすると、 $1,000\text{万円} \times \frac{8,000\text{万円}}{1\text{億円}} = 800\text{万円}$ に対する贈与額の更正の請求をすることで還付を受けることができます。一方、他の相続人丙は800万円が相続財産に加算されます。